

資料提供先：中国地方建設記者クラブ  
合同庁舎記者クラブ  
広島県政記者クラブ  
鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ

## 千代川水系千代川及び新袋川・袋川に係わる 浸水想定区域の変更指定・公表について

### 平成23年度に完成した【殿ダム】の効果により 浸水想定区域が減少しました

このたび、水防法第十四条第一項に基づき、「浸水想定区域」の指定を変更することとした以下の河川について、水防法第十四条第三項に基づき公表を行います。

また、官報に掲載します。

#### 【変更の主な理由】

平成23年度に完成した殿ダムにより浸水想定区域が減少したため

#### 【変更した指定済区域】千代川水系千代川及び新袋川・袋川（平成20年指定）

今回指定の変更を行う河川に関する浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）は、別紙のとおり閲覧できます。また、関係市町村である鳥取市にも周知します。

#### ○問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局	電話番号（082）	221-9231	（昼間代表）
水災害予報センター	水災害予報企画官	うえだ みつあき 植田 光明	（内線3521）
	洪水予測専門官	つねやす まさひろ 常保 雅博	（内線3522）
鳥取河川国道事務所	電話番号（0857）	22-8435	（昼間代表）
	副所長（河川）	いぬやま ただし 大山 正	（内線204）
	河川管理課長	いしはら あつお 石原 淳男	（内線351）

#### （広報担当窓口）

国土交通省 中国地方整備局	電話番号（082）	221-9231	（昼間代表）
広報広聴対策官		いしだ かつみ 石田 勝己	（内線2117）
企画部 環境調整官		えすみ ただなり 江角 忠也	（内線3114）

## 千代川水系千代川及び新袋川・袋川浸水想定区域図について

### ○縦覧場所

中国地方整備局河川部河川管理課  
広島市中区上八丁堀 6-30 TEL 082-221-9231  
中国地方整備局鳥取河川国道事務所  
鳥取県鳥取市田園町 4-400 TEL 0857-22-8435

### ○縦覧開始日

平成24年6月21日より（平日のみ） 9:30～18:00（中国地方整備局河川部）  
9:00～17:15（鳥取河川国道事務所）

また、以下のホームページにも掲載します。

中国地方整備局ホームページ  
<http://www.cgr.mlit.go.jp> ⇒ 「防災情報→河川情報」よりご覧下さい  
鳥取河川国道事務所ホームページ  
<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/river/flood/index.html>  
⇒よりご覧下さい

### 【浸水想定区域図について】

1. 千代川水系千代川及び新袋川、袋川、八東川の浸水想定区域図は洪水予報区間及び周知区間について、平成20年11月に水防法の規定により指定した浸水想定区域を変更したものと、それに伴い当該区間が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
2. この浸水想定区域図は、当該河川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
3. なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支派川のはん濫、想定を越える降雨、津波、高潮、波浪、内水によるはん濫等は考慮していないことから、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

### 【今回公表する浸水想定区域図の概要について】

1. 千代川水系では、平成20年11月14日に浸水想定区域図を公表しています。今回、次の理由により対象河川の浸水想定区域図の変更を行いました。
  - ①平成23年度に殿ダムが完成し、新袋川・袋川における洪水調節効果を反映させたこと。
  - ②前回公表以降で、築堤等の河川改修や、市街地における道路建設が進んだことにより地形が変化したこと。
2. 千代川水系の浸水想定区域図は、以下の構成となっています。

千代川水系千代川	図面枚数	4枚
----------	------	----

### 【水防法 関係条項抜粋】

**第十四条第一項** 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の既定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

**第十四条第三項** 国土交通省大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。